

○新潟県中東福祉事務組合技能労務職の職員の給与等に関する規則

平成 24 年 11 月 9 日組合規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合技能労務職の職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 24 年組合条例第 15 号。）第 2 条において準用する五泉市技能労務職の職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年五泉市条例第 44 号）の規定により、職員の給料表、職務の級別職務分類区分、初任給の基準その他給与等について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市技能労務職の給与等に関する規則（平成 18 年五泉市規則第 29 号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 1 月 1 日から適用する。